

《通信制の課程》

[日 程]

事 項	日 時
願 書 請 求 期 間	平成24年2月1日(水)から3月19日(月)まで 請求受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。 ただし、土曜日、日曜日及び火曜日は除く。
願 書 受 付 期 間	[転入生, 編入生] 平成24年2月20日(月), 2月22日(水), 2月23日(木) [新入生 一次] 平成24年3月5日(月), 3月7日(水), 3月8日(木) [新入生 二次] 平成24年3月15日(木), 3月16日(金), 3月19日(月) 受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。
審 査 日	[転入生, 編入生] 平成24年3月4日(日) [新入生 一次] 平成24年3月11日(日) [新入生 二次] 平成24年3月25日(日)

第1 募 集

1 実 施 校

徳島中央高等学校 (以下「実施校」という。)

(〒770-0006 徳島市北矢三町1丁目3番8号 電話(088)631-1332)

2 募集する学科と出願資格

(1) 普通科

出願資格者は、次のアからウのいずれかに該当する者とする。

ア 平成24年3月に中学校を卒業見込又は修了見込の者

イ 中学校卒業者

ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当する者

ただし、実施校の校長は、上記アからウに該当しない者で、相当の年齢に達し、かつ、相当の学力があると認められた者は、特科生として入学させることができる。

(2) 衛生看護科

出願資格者は、徳島県立看護学院准看護学科若しくは徳島県立総合看護学校准看護学科に入学した者又は徳島県立総合看護学校准看護学科に入学見込みの者で、高等学校通信教育を希望する者とする。

第2 出 願

1 入学願書等の請求及び請求期間

志願者は、入学願書等を実施校に請求する。

請求期間は、2月1日(水)から3月19日(月)までとする。なお、請求受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び火曜日は除く。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、次のとおりとする。

転入生及び編入生については、平成24年2月20日（月）、2月22日（水）、2月23日（木）

新入生の一次受付期間は、平成24年3月5日（月）、3月7日（水）、3月8日（木）

新入生の二次受付期間は、平成24年3月15日（木）、3月16日（金）、3月19日（月）

なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、受付最終日の午後4時30分までに必着とする。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

3 出願の手続

志願者は、次の書類等を、実施校の校長に提出する。

(1) 普通科

ア 入学願書（様式第31号）

イ 出身中学校又は最終出身学校の卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は修了証明書若しくは修了見込証明書

ウ 志願者の写真3枚（縦4cm×横3cm、正面上半身脱帽、出願前6か月以内に撮影、カラー・白黒いずれも可、裏に氏名を明記）

エ 住民票の写し

※ ただし、特科生については、上記イは不要とし、志願者の写真の提出枚数は2枚とする。

(2) 衛生看護科

准看護学科合格後、「(1) 普通科」と同じ書類を提出する。

第3 選抜の方法

実施校の校長は、書類審査、作文及び面接を実施して入学を許可する。ただし、特科生については書類審査のみとする。

第4 その他

- 1 新入生については、徳島県公立高等学校の全日制課程又は定時制課程との併願を認める。
- 2 詳細については、実施校へ問い合わせること。

別 記 ・ 別 表

調査書及び教科評定分布表の作成

調査書及び教科評定分布表の作成に当たっては、各中学校において、調査書作成委員会を組織し、次に示す調査書、教科評定分布表作成上の注意に従って厳正に作成しなければならない。

調査書作成上の注意

- 1 保護者の欄は、指導要録に基づいて記入する。ただし、20歳以上の者は、保護者欄の記入を要しない。
- 2 出欠の記録の欄の在学者の第3学年分については、平成23年12月31日現在とする。なお、欠席日数の著しく多い者については、備考にその理由を記入する。
- 3 「行動の記録」
 - (1) 行動の状況の欄には、指導要録の記入方法に準じて第3学年のものを記入する。
 - (2) 所見の欄には、趣味、特技等を必要に応じて記入する。
- 4 「観点別学習状況」
 - (1) 評価の欄には、指導要録の評価方法によって第3学年のものを記入する。
 - (2) 記入に当たっては、「A」、「C」の評価についてそれぞれA、Cと記入し、「B」の評価については空欄とし、評価の記載ができない場合は、斜線を引く。なお、選択教科の欄については、すべての教科名及び観点を記入すること。
- 5 「各教科の学習の記録」
 - (1) 各学年の評定は、指導要録の評価方法に準じて行い、5段階評価の評定を記入する。
 - (2) 過年度卒業者については、すべて指導要録に基づいて記入し、各学年の評定を5段階評定で記入する。
 - (3) 評定の記載ができない教科の評定欄には斜線を引く。
 - (4) ※印の欄は、記入しない。
 - (5) 評定の記載がされていない者が高等学校を志願する場合は、中学校長は副申書（様式第13号）を提出しなければならない。
- 6 「総合的な学習の時間の記録」
 - (1) 第3学年の活動を中心に指導要録の記入方法に準じて記入する。
 - (2) 学習活動の欄には、主要な学習活動を記入する。
 - (3) 観点の欄には、主要な観点を1又は2記入する。
 - (4) 評価の欄には、(3)で記入した観点についての評価を記入する。
- 7 「特別活動の記録」
 - (1) 特別活動を「学級活動・生徒会活動・学校行事」とし、各内容・学年の欄には、指導要録の記入方法に準じて記入し、十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。
 - (2) 事実及び所見の欄は、特別活動及び部活動における生徒の活動状況について、必要に応じて記入する。
- 8 「特記事項の欄」

芸術・文化、体育・スポーツ、ボランティア、人権などの諸活動において顕著な実績があれば、必要に応じて記入する。

教科評定分布表作成上の注意

- 1 分布表は、第3学年全員の評定について作成し、提出するものとする。ただし、県外からの志願者及び過年度卒業者については、分布表の提出は不要である。
- 2 高等学校及び委員会へ提出する分布表は、すべて同一でなければならない。
- 3 分布表の用紙は、様式第6号によって各中学校において作成したものを扱い、その大きさはA4判とする。

相 関 表 の 作 成

一般選抜において、各高等学校長は調査書の「各教科の学習の記録」の評定から算出した調査書の評定値合計と学力検査の得点合計の相関表を用いて合格者の選考に当たるものとする。

なお、相関表の作成に当たっては、次に示す調査書の評定値合計の算出方法及び相関表作成上の注意に従って厳正に作成しなければならない。

調査書の評定値合計の算出方法（高等学校）

調査書の評定値合計は、次により算出する。

- 1 音楽，美術，保健体育及び技術・家庭の4教科については，第1学年から第3学年までの評定値合計を2倍する。
- 2 国語，社会，数学，理科及び英語については，第1学年から第3学年までの評定値合計とする。
- 3 調査書の評定値合計は，上記1及び2を合計して195点満点とする。

相 関 表 作 成 上 の 注 意（高等学校）

- 1 学科ごとの受検者（調査書の評定の記載ができていない者と定時制課程特例措置適用申請書提出者は除く。）を調査書の評定値合計並びに学力検査の得点合計により10段階に区分する。この場合，各段階の人数は，次の表に示す配分率によるものとし，各段階の表示は，評定値合計又は得点合計の高いものから順に，10，9，8，7，6，5，4，3，2，1とする。

10段階法による人数配分表

段 階	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
配 分 率 %	2	5	9	15	19	19	15	9	5	2

配分人数の算定に当たっては，原則として，段階ごとに小数第1位を四捨五入し，その結果の総数と，受検者数との間に差を生じる場合は，5，6の段階で調整するものとする。

- 2 調査書の評定値合計の段階を横軸に，学力検査の得点合計の段階を縦軸にとって，様式第24号により相関表を作成する。

所属学区を変更する者の手続

県内の中学校在学者又は卒業者のうち、特別な理由により学区内志願者扱いを希望する者は、次により手続を行わなければならない。

1 手続期間・提出先

入学願書等の受付期間に、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

2 提出書類

次の書類を中学校長を経由して提出すること。

- (1) 所属学区変更許可願（様式第7号）
- (2) 住民票（父及び母<又は後見人>と志願者が記載されたもの）の写し
- (3) 特別な理由を証明する書類（区域外就学承認書、住居に関する証明書、一家転住を証明する書類等）

3 高等学校長による措置

高等学校長は、「所属学区変更許可願」について公正で適正な審査を行い、その理由がやむを得ないものであると認めた場合は、この志願者を学区内志願者として扱うものとする。

審査の結果、不当と認められる志願者について、高等学校長は中学校長を通じ学区内外の変更手続をとらせる。なお、特色選抜では2月9日（木）までに、一般選抜では3月6日（火）までにこの措置をとるものとする。また、学区内外の変更手続をとらせた場合には、委員会へ速やかに報告する。

4 所属学区変更許可願を必要とする場合

内 容	提 出 書 類
県内における転居の場合（転勤や新築等のために4月からは学区内に転居することが確実となる場合） 1 保護者の転勤等による転居の場合 2 保護者が自宅を新築又は購入して転居する場合	1 保護者の転勤等による場合 (1) 所属学区変更許可願 (2) 住民票（父及び母<又は後見人>と志願者が記載されたもの）の写し (3) 保護者の住所の移転を証明する書類 ア 社宅に転居・・・社宅入居（予定）証明書 イ 借家に転居・・・家屋賃貸契約書の写し ウ 実家に転居・・・家屋登記簿の写し（登記者と保護者が異なる場合は、その間柄を証明する書類も必要とする。） (4) 転勤辞令の写し又は転勤内示証明書等（転勤以外の理由で転居する場合は必要としない。） 2 自宅を新築又は購入した場合 (1) 所属学区変更許可願 (2) 住民票（父及び母<又は後見人>と志願者が記載されたもの）の写し (3) 保護者の住所の移転を証明する書類 建築確認通知書の写し又は家屋登記簿の写し等
保護者の住所は学区外にあり、志願者の住所は学区内にある場合	(1) 所属学区変更許可願 (2) 住民票（父及び母<又は後見人>と志願者及び志願者が学区内で同居する祖父母等が記載されたもの）の写し
保護者・志願者の住所は学区内にあるが、学区外の中学校へ通学している場合	(1) 所属学区変更許可願 (2) 住民票（父及び母<又は後見人>と志願者が記載されたもの）の写し (3) 区域外就学承認書の写し
【備 考】 上記は、一般的な事例であり、判断が困難な場合は、下記まで問い合わせてください。 徳島県教育委員会 学校政策課 政策企画・キャリア教育担当（TEL 088-621-3137）	

5 その他

県外からの志願者は、所属学区変更許可願を必要としない。

県外から志願する者の手続

県外から公立高等学校の全日制の課程を志願する者は、中学校長を経由して、県外志願特例措置願（様式第8-1号参照）を、県立高等学校を志願する場合は徳島県教育委員会へ、徳島市立高等学校を志願する場合は徳島市教育委員会へ提出し、承認を受けなければならない。その手続等については、次によるものとする。

1 手続方法

(1) 手続期間

ア 特色選抜 平成23年12月19日（月）～平成24年1月11日（水）

イ 一般選抜 平成24年1月20日（金）～平成24年2月3日（金）

ウ 第2次募集 平成24年2月20日（月）～平成24年3月5日（月）

受付時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

郵送により提出する場合は、書留速達で、受付最終日の午後5時までに必着とする。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

(2) 提出書類

ア 県外志願特例措置願

イ 返信用封筒（定形封筒〔長形3号23.5cm×12cm〕に宛先（中学校長宛）を記入し、380円切手〔簡易書留とする。料金改定があった場合は、改定後の料金の切手〕をはること。）

ウ 県立高等学校の場合、その他添付書類については、次の(3)エのとおりである。（徳島市立高等学校の場合は、徳島市教育委員会へ問い合わせること。）

(3) 県外志願特例措置願の記入上の注意等（徳島県教育委員会の定める様式第8-1号の場合）

ア 「入学希望学校及び学科」欄の「第1希望」、「第2希望」欄について

志願者は、2校以上の高等学校に願書を提出することはできないが、志望の変更等に備えて、「第2希望」欄に「第1希望」欄と異なる学校・学科を記入することは差し支えない。

イ 「理由」欄にはできるだけ具体的にその理由を記入すること。

ウ 連絡先の電話番号を欄の下段に明記すること。（市外局番も必ず記入すること。）

エ 県外志願特例措置願の添付書類

	特例事情の内容	県外志願特例措置願の添付書類
1	保護者と徳島県内に転住を予定している場合	(1) 父及び母（又は後見人）と志願者が記載された住民票の写し (2) 転勤の内示等の写し (3) (1)又は(2)の書類で、徳島県内の住所が確定できない場合は、中学校長の副申書等
2	四国他県の中学校からの志願者で、徳島県外の自宅から通学を予定している場合	父及び母（又は後見人）と志願者が記載された住民票の写し
3	前記1・2以外で特別の事情があると教育長が認めた場合	前記1・2の必要書類の例に準じて、客観的に事情を証明する書類

(4) 提出先・問い合わせ先

ア 徳島県立高等学校の場合

〒770-8570
徳島市万代町1丁目1番地
徳島県教育委員会 学校政策課 政策企画・キャリア教育担当 TEL 088-621-3137

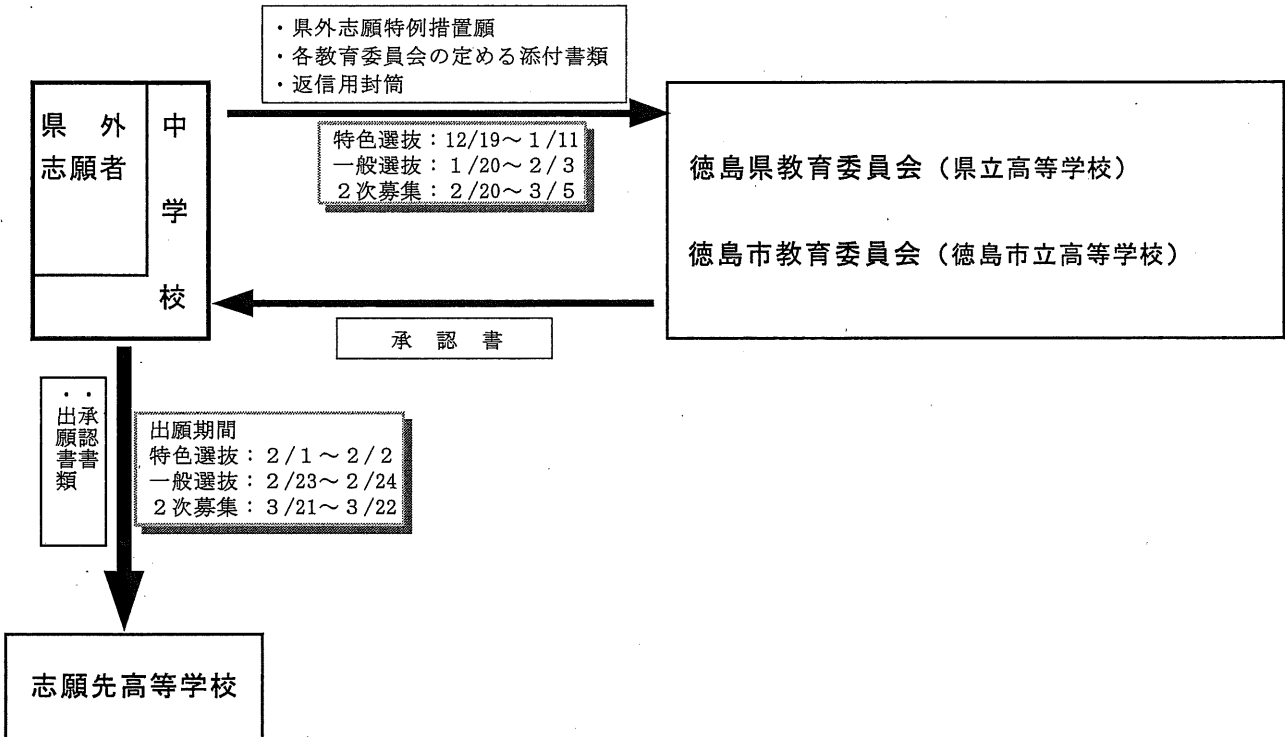
イ 徳島市立高等学校の場合

〒770-8571
徳島市幸町2丁目5番地
徳島市教育委員会 学校教育課 TEL 088-621-5412

2 各高等学校への出願について

承認された県外志願者は、徳島県教育委員会又は徳島市教育委員会からの承認書（様式第8-2号参照）を他の出願書類に添付して、中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、一般選抜及び第2次募集については、特色選抜又は一般選抜で当該教育委員会から既に承認を受けている志願者は、県外志願特例措置願の提出は不要である。その場合、特色選抜又は一般選抜志願校より、承認書の写しの交付を受け、承認書の写しを他の出願書類に添付して志願先高等学校長に提出するものとする。

3 手続の流れ



一般選抜実技検査実施校及び検査内容

1 実技検査実施校

学 校 名	学 科 名
徳島県立鳴門渦潮高等学校	体育科（スポーツ科学科）
徳島県立名西高等学校	芸術科（音楽），芸術科（美術），芸術科（書道）

2 鳴門渦潮高等学校体育科一般選抜実技検査内容等

- (1) 検査日時 平成24年3月8日（木）時刻については別に定める。
- (2) 検査場 徳島県立鳴門第一高等学校
- (3) 内 容 志願者が希望する種目（専攻実技種目）別に，特色選抜における「実技等の具体的内容」から検査を行う（「平成24年度徳島県公立高等学校入学者選抜生徒募集案内」における鳴門渦潮高等学校の「実技等の具体的内容」の「内容」欄を参照のこと。）。
- (4) 持参物
- ア 受検票を持参すること。
- イ 体操服等については，「平成24年度徳島県公立高等学校入学者選抜生徒募集案内」における鳴門渦潮高等学校の「実技等の具体的内容」の「携行品」欄を参照のこと。
- (5) 注意事項
- ア 体育科を第2志望としている者も，この実技検査を受けなければならない。
- イ 実技検査当日，急病，交通事故，天災，その他やむを得ない理由で欠席して追検査を受けようとする者は，3月8日（木）中に追検査願を徳島県立鳴門渦潮高等学校入学者選抜委員会に提出し，3月9日（金）に行われる追検査を受検することができる。
- ウ 実技検査当日の日程等の詳細については，徳島県立鳴門渦潮高等学校入学者選抜委員会より中学校長を通じて志願者に通知する。
- (6) その他
- 第2次募集において，鳴門渦潮高等学校体育科を志願する者は，3月26日（月）に実施する実技検査を受けなければならない。なお，内容については，一般選抜実技検査に準ずる。

3 名西高等学校芸術科一般選抜実技検査内容等

- (1) 検査日時 平成24年3月8日（木）午前9時から午後0時30分まで
- (2) 検査場 徳島県立名西高等学校
- (3) 内 容 中学校学習指導要領に示されている音楽，美術，国語（書写）の内容のうち，次の事項について検査を行う。
- ア 芸術科（音楽）を志望する者
- 〔共通課題〕
- (ア) 楽 典 …………… 中学校教科書程度（実音テスト含む）。（40分）
- (イ) 視 唱 …………… コールユーブンゲン1巻 No.31(a)を階名で歌う。
- 〔選択課題〕 (ア)，(イ)，(ウ)，(エ)のうちから一つを選択する。
- (ア) 声 楽 …………… 任意の独唱曲1曲を検査担当員の伴奏により歌う。
- (イ) ピアノ …………… 任意の独奏曲1曲を演奏する。
- (ウ) 弦楽器・管楽器等 …… 任意の独奏曲1曲を演奏する。ただし，電子楽器は除く。
- (エ) 和楽器 …………… 任意の独奏曲1曲を演奏する。
ただし，楽器は箏・三味線（長唄三味線）とする。

イ 芸術科（美術）を志望する者

(7) 着彩画 …………… 水彩画を描く。(180分)

ウ 芸術科（書道）を志望する者

(7) 楷書（四字） …………… 漢字（四字）を楷書で書く。(50分)

(4) 行書と平仮名 …………… 行書と平仮名合わせて五字を書く。漢字は行書で書く。(50分)

(4) 持参物

ア 受検票及び筆記用具（鉛筆、消しゴム、鉛筆削り）を持参すること。

イ 芸術科（音楽）を志望する者で、選択課題の弦楽器・管楽器等あるいは和楽器を選択する者については、各自が楽器を持参すること。ただし、箏は検査場で準備するので持参しなくてよい。

ウ 芸術科（美術）を志望する者は、用具・用材を検査場で準備するので持参しなくてよい。

エ 芸術科（書道）を志望する者は、毛筆書写の用具・用材を持参すること。ただし、下敷きと半紙は準備するので持参しなくてよい。

(5) 注意事項

ア 芸術科を第2志望としている者も、この実技検査を受けなければならない。

イ 芸術科（音楽）を志望する者は、出願の手續として、芸術科（音楽）実技検査調査票（様式第11-2号）に楽譜を添えて提出すること。

ウ 実技検査当日、急病、交通事故、天災、その他やむを得ない理由で欠席して追検査を受けようとする者は、3月8日（木）中に追検査願を徳島県立名西高等学校長に提出し、3月9日（金）に行われる追検査を受検することができる。

エ 実技検査当日の日程等の詳細については、徳島県立名西高等学校長より中学校長を通じて志願者に通知する。

(6) その他

第2次募集において、名西高等学校芸術科を志望する者は、3月26日（月）に実施する実技検査を受けなければならない。なお、内容については、一般選抜実技検査に準じる。

入学者選抜に係る個人情報の開示

受検者は選抜の結果について、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号）第26条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。

1 開示の内容

- (1) 特色選抜における受検者本人の「調査書の評定値合計」、「学力検査の教科別得点」、「活動記録の得点」、「作文の得点」、「面接の得点」及び「実技等の得点」
- (2) 一般選抜における受検者本人の「調査書の評定値合計」、「学力検査の教科別得点」

2 受付期間・受付時間

- (1) 「調査書の評定値合計」以外については、次の期間とする。

ア 特色選抜

2月20日（月）から3月19日（月）までの1月間とする。ただし、土曜日、日曜日、祝日、3月7日（水）及び3月8日（木）を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

イ 一般選抜

3月15日（木）から4月16日（月）までの1月間とする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

- (2) 「調査書の評定値合計」については、3月28日（水）から4月27日（金）までの1月間とする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

3 受付場所等

開示の請求は、受検者が本人であることを確認できる書類（受検票等）を持参の上、受検した県立高等学校で行うものとする。

4 その他

市立高等学校の入学者選抜に係る情報の開示については、当該市の規定による。

平成24年度公立高等学校入学者選抜に係る 競技力向上スポーツ指定校及び指定競技一覧

- 1 競技力向上スポーツ指定校事業において、指定された学校及びその指定競技です。
- 2 各指定校は、指定競技について、特色選抜で募集します。

指 定 校	男子指定競技	女子指定競技
城 東 高 等 学 校	バスケットボール	バドミントン
城 南 高 等 学 校	テニス	バレーボール
城 北 高 等 学 校		バスケットボール
城 ノ 内 高 等 学 校		弓道
徳 島 北 高 等 学 校		柔道
徳 島 市 立 高 等 学 校	ハンドボール	
徳 島 科 学 技 術 高 等 学 校	ソフトテニス, ソフトボール	
徳 島 商 業 高 等 学 校		卓球
小松島西高等学校勝浦校	ライフル射撃	ライフル射撃
富 岡 東 高 等 学 校		バスケットボール, 剣道
富 岡 西 高 等 学 校		新体操
阿 南 工 業 高 等 学 校	ホッケー, バレーボール	
海 部 高 等 学 校	バスケットボール	
鳴 門 高 等 学 校	陸上競技	陸上競技
阿 波 高 等 学 校	柔道	
穴 吹 高 等 学 校	レスリング	
脇 町 高 等 学 校		ソフトテニス
美 馬 商 業 高 等 学 校	陸上競技	陸上競技
貞 光 工 業 高 等 学 校	ラグビーフットボール	
辻 高 等 学 校		ソフトボール
池 田 高 等 学 校	レスリング	弓道

特色選抜，一般選抜及び第 2 次募集の選抜資料

各高等学校の選抜資料等に○印を付けています。

1 特色選抜

- (1) 選抜資料は，調査書，学力検査，活動記録，作文，面接及び実技等です。
- (2) 作文，面接，実技等の実施の有無は各高等学校が定めます。
- (3) 実技等において「実技等調査票」様式第11-1号を提出する場合は調査票欄に○印を付けています。

2 一般選抜

- (1) 選抜資料は，調査書，学力検査，面接，実技検査及び活動記録（体育科のみ）です。
- (2) 面接方法（個人面接又は集団面接）及び実技検査の実施の有無は，各高等学校が定めます。

3 第 2 次募集

- (1) 選抜資料は，調査書，作文，面接，学校指定教科の検査，実技検査及び活動記録（体育科のみ）です。
- (2) 学校指定教科の検査及び実技検査の実施の有無及び実施内容は，各高等学校が定めます。

【全日制の課程】

学 校 名	特色選抜							一般選抜					第 2 次募集						
	調 査 書	学 力 検 査	活 動 記 録	作 文	個 人 面 接	集 団 面 接	実 技 等		調 査 書	学 力 検 査	個 人 面 接	集 団 面 接	実 技 検 査	調 査 書	作 文	学 校 指 定 教 科 の 検 査		面 接	実 技 検 査
							実 施	調 査 票								口 頭 試 問	筆 記 検 査		
城 東	○	○	○		○		○	○	○	○	○			○	○	数英		○	
城 南	○	○	○				○	○	○	○		○		○	○			○	
城 北	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○		数英	○	
城ノ内	○	○	○		○				○	○	○			○	○	数英		○	
徳島北	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○	数英		○	
徳島市立	○	○	○		○		○	○	○	○	○			○	○		数英	○	
城 西	○	○	○		○		○	○	○	○	○			○	○			○	
城西神山									○	○	○			○	○			○	
徳島科学技術	○	○	○		○		○	○	○	○	○			○	○			○	
徳島商業	○	○	○				○		○	○	○			○	○			○	
小松島	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○	数英		○	
小松島西	○	○	○		○		○	○	○	○	○			○	○			○	
小松島西勝浦	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○			○	
富岡東	○	○	○		○				○	○	○			○	○		数英	○	
富岡東羽ノ浦									○	○		○		○	○			○	
富岡西	○	○	○		○		○	○	○	○	○			○	○	数英		○	
阿南工業	○	○	○		○				○	○	○			○	○			○	
新 野	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○			○	
那 賀	○	○	○		○		○	○	○	○	○			○	○			○	
海 部	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○		数英	○	

学校名	特色選抜							一般選抜					第2次募集						
	調査書	学力検査	活動記録	作文	個人面接	集団面接	実技等		調査書	学力検査	個人面接	集団面接	実技検査	調査書	作文	学校指定教科の検査		面接	実技検査
							実施	調査票								口頭試問	筆記検査		
鳴門	○	○	○		○		○	○	○	○			○	○			○		
鳴門渦潮	○	○	○		○		注1		○	○	○		注1	○	○		○	注1	
板野	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○	数英	○		
名西	○	○	○		○		○	○	○	○			注2	○	○		○	注2	
吉野川	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○		○		
川島	○	○	○		○				○	○	○			○	○	数英	○		
阿波	○	○	○		○				○	○	○			○	○		○		
阿波西	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○	国数	○		
穴吹	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○	数英	○		
脇町	○	○	○	○	○				○	○	○			○	○	数英	○		
美馬商業	○	○	○	○	○				○	○	○			○	○		○		
貞光工業	○	○	○		○		○		○	○		○		○	○	数	○		
辻	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○	数英	○		
池田	○	○	○		○		○	○	○	○				○	○	数英	○		
三好	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○	国数英	○		

注1 鳴門渦潮高等学校の特色選抜での実技等，一般選抜及び第2次募集での実技検査は，体育科において実施します。

体育科を志望（一般選抜及び第2次募集における第2志望を含む。）する者は，受検しなければいけません。

注2 名西高等学校の一般選抜及び第2次募集での実技検査は，芸術科において実施します。芸術科を志望（第2志望を含む。）する者は，受検しなければいけません。

【定時制の課程】

学校名	特色選抜							一般選抜					第2次募集						
	調査書	学力検査	活動記録	作文	個人面接	集団面接	実技等		調査書	学力検査	個人面接	集団面接	実技検査	調査書	作文	学校指定教科の検査		面接	実技検査
							実施	調査票								口頭試問	筆記検査		
徳島科学技術									○	○	○			○	○			○	
徳島中央									○	○	○			○	○			○	
富岡東									○	○	○			○	○			○	
鳴門									○	○	○			○	○			○	
名西									○	○	○			○	○			○	
池田									○	○	○			○	○			○	